令和８年（フ）第６７９号
仙台市太白区西多賀２丁目２番62－２号　花水木壱番館202、従前の住所宮城県気仙沼市長磯七半沢14番地６
債務者　佐藤　裕美（旧姓杉田）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４７号
仙台市太白区袋原３丁目11番67号
債務者　菊地真里子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５６号
宮城県多賀城市大代５丁目10番53号
債務者　櫻井登志惠
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字中島下266番地１
債務者　菊池　隼人
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１９号
宮城県登米市米山町字櫓場27番地
債務者　寺川　　健（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１０３号
秋田県潟上市天王字持谷地１番地40　グリーンハイム103
債務者　菅生　悠里
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７号
秋田県能代市落合字綱割２番地10
債務者　伊勢佳代子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２５６号
茨城県小美玉市川戸285番地２
債務者　小野寺佐和子（旧姓長峯）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５９号
茨城県水戸市文京２丁目２番７－312号　メゾン・ド・シノピア
債務者　諸川　貴子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１０５号
栃木県小山市若木町１丁目８番５号　カーサビューフォート103号
債務者　矢野　泰久
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２２６号
山梨県韮崎市円野町上円井966番地１
債務者　安西　陽子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
山梨県甲州市勝沼町菱山4300番地　介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上井尻1377番地１
債務者　藤原　　毅（保佐人社会福祉法人甲州市社会福祉協議会）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４４号
長野県小諸市大字加増1223番地６　丘の上ハイツＡ　201
債務者　安川　英男
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第７０号
長野県小諸市大字加増623番地５　サンライフ三善Ａ102
債務者　塩川　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６２号
三重県伊賀市上野西大手町3672番地の７　アニメート103
債務者　松森　千春（旧姓安藤）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市大東町11番12－Ｂ103号
債務者　森　　正人
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市大東町11番12－Ｂ103号
債務者　森　えりこ
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部